

「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」を活用した事例紹介

北海道開発局建設部建設行政課

1 はじめに

当局において初めて、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日国道利第22号。以下「通達」という。）を活用した道路占用許可を行いましたので、ここに

ご紹介いたします。

なお、この事例は、内閣官房地域活性化統合事務局が実施する「地方の元気再生事業」に選定されており、魅力あるまちづくりを創出することを目的としています。

2 道路占用について

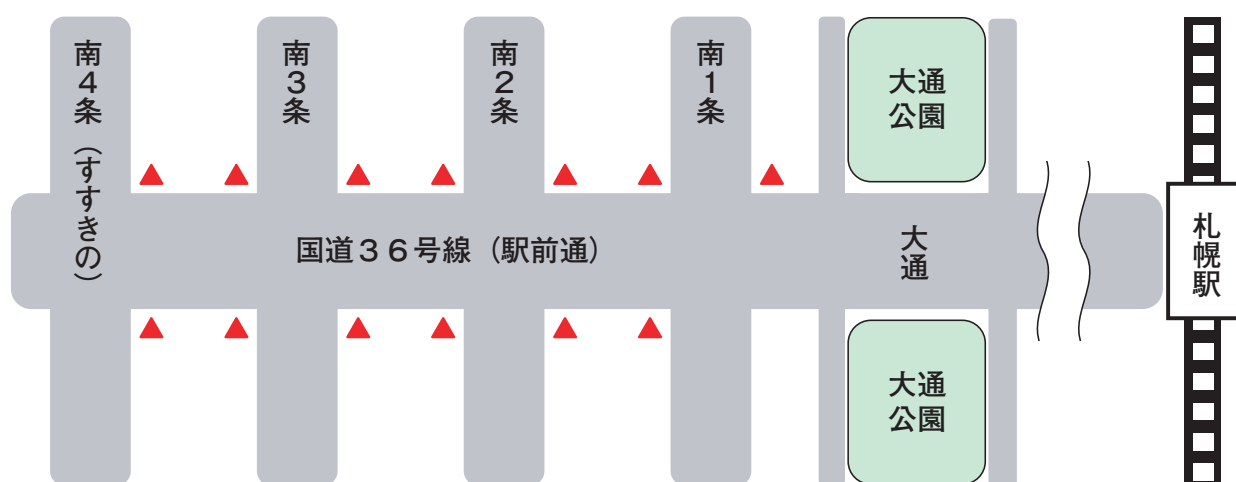
(1) 占用主体

札幌駅前通に存する各商店街振興組合、イベント実行委員会及び札幌市は、大通地区の活性化に向けた取組を実施し、魅力的で活力のある都心を創出することを目的として、「大通地区まちづくり協議会」を設立し、通達に基づく地域活動に要する費用の一部に広告料を充当するため、道路占用許可の申請を行いました。

今年度においては、地方の元気再生事業としてのエリアマネジメントの確立を目指す実証実験として、広く一般市民に周知するための経費に充当されています。

(2) 広告物の設置箇所等

札幌駅前通は、札幌駅と中島公園とを結ぶ通りであり、大通公園と並んで札幌を代表するメイン

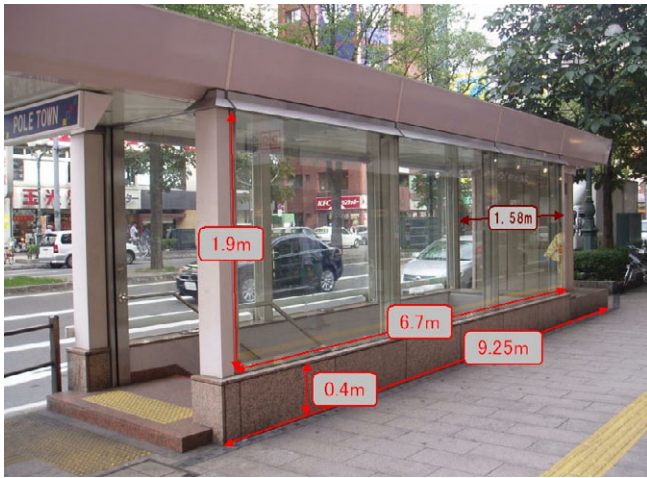


▲ は地下街出入口

ストリートとなっています。

このうち、大通からすすきの間は、一般国道36号線が通り、地下には地下街「ポールタウン」があり、地下街と地上を結ぶ通路として、歩道部分にガラスで覆われた公共用通路出入口を13カ所設置し、(株)札幌都市開発公社が道路占用許可を得て管理しています。

大通地区まちづくり協議会は、平成20年11月20日から平成21年1月6日までの期間、この地下街公共用通路出入口13カ所の側面(1.9m×6.7m)に内側から広告物を掲出することとしました。



(3) 通達に基づく協議等

通達では、道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用が予

定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催し、関係機関の合意により当該地区内における広告物の取扱方針を策定することができることとなっています。

このため、大通地区まちづくり協議会の一員である札幌市(まちづくり担当部署)が主体となり、北海道開発局、札幌方面中央警察署、札幌市景観担当部署、(株)札幌都市開発公社及び大通地区まちづくり協議会からなる連絡協議会と、広告物の構造、大きさ、掲出箇所等の調整を行い、取扱方針を策定しました。

なお、札幌市屋外広告物担当部署は、広告物を地下街公共用通路出入口の内側に掲出することから、札幌市屋外広告物条例に抵触しないため、連絡協議会に参画していません。



3 取扱方針の策定

今回策定した取扱方針は、次のとおりです。

1 趣旨

本取扱いは、地域活動等を実施するための一助として広告物の占用が必要な場合の取扱いを定めるものであり、地域活動等が高い公共性を有する一方で、それに要する費用が不足し、そのための費用を捻出する手段が他にない等の場合に、地域活動等に要する費用の一部に広告料を充当するた

め地下街公共用通路出入口に広告物の設置を認めるものである。

2 目的

一般国道36号札幌市中央区南1条西4丁目から札幌市中央区南4条西4丁目に設置されている地下街公共用通路出入口への広告物の占用に関し、必要な要件を定めるものである。

3 広告物の占用主体

(ア) 地方公共団体

(イ) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

上記において、地下街公共用通路出入口の占用主体が広告物の添加に関し同意をしていることを書面等により確認できるようにすること。

4 占用の期間

占用期間については、道路管理者の許可期間内とする。

5 広告物の設置場所、構造等

原則として、広告物の設置場所、構造等については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(ア) 広告物を設置する場所は、地下街公共用通路出入口の歩道側ガラス面とし、車道側に面する広告物の裏側には広告は表示しないこと。

(イ) 広告物の大きさは地下街公共用通路出入口ガラス面の2/3以内とし、設置位置は地下街公共用通路出入口ガラス面の背部側とする。

(ウ) 広告物を設置することにより、地下街公共用通路出入口の本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるおそれがある場合には許可しないものとする。

(エ) 広告物は明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。

(オ) 広告物の材質及び形状は、相当強度の強風、地震等に耐える堅固なもので、倒壊落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(カ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される地下街公共用通路出入口の倒壊、損傷により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

6 占用者の責務等

(ア) 占用物件に起因する事故、苦情等はすべて占用者が責任を持って処理すること。

(イ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とすることに鑑み、占用者自らが積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるように配慮すること。

(ウ) 広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されているか確認するため、道路管理者が広告料収入の収支状況の開示を求めた際は、収支報告書等により収支状況を報告すること。

7 占用の許可条件

広告物の占用の許可を行うにあたっては、一般的な条件のほか、次に掲げる条件を附すこととする。

(ア) 事故時における連絡体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。

(イ) 道路管理者による監督処分等により地下街公共用通路出入口の移設、撤去が必要となる事態が生じたときは、地下街公共用通路出入口に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。

(ウ) 地下街公共用通路出入口の占用が廃止されるときは、添加されている広告物の占用も廃止すること。

(エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

特に強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

(オ) 経年、劣化等により美観を損ねる場合は、占用者において廃止、更新すること。

(カ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

- ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
- ② 広告物は、反射材式又は自発光式でないこと。
- ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

8 その他

- (ア) 広告物の廃止を行う際は道路管理者に届け出ること。また、広告物の取替を行う際は廃止の手続きとともに、新規に掲出する広告物の占用許可を得ること。
- (イ) 広告物の占用許可にあたっては、所轄警察署と十分な事前協議を行い、道路占用許可と道路使用許可との食い違いが生じないようにすること。
- (ウ) この取扱いに定めのない事項又は疑義が生じた場合は、道路管理者と道路占用者が協議する。

4 地方の元気再生事業とは

今回の事例は、内閣官房地域活性化統合事務局が実施する「地方の元気再生事業」に選定されていることから、簡単に同事業をご説明します。

(1) 制度の趣旨

地方の元気再生事業は、地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」（平成19年11月30日）に基づき平成20年度から創設されたもので、地方再生の取組を進める上で鍵となるプロジェクトの立ち上がり段階からソフト分野を中心に集中的に支援を行い、地方の実情に応じた生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつけることをねらいとしています。

地方の元気再生事業は、地域活性化に係るプロジェクトの熟度を高めるためのいわば立ち上がり段階における先進的・総合的な取組を公募し、支援を行うものであり、取組テーマに限定はなく、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を提案することができ、提案されたプロジェクトは民間有識者からなる地域活性化戦略チームの意見を踏まえた上で選定され、全額国費による国からの委託調査として実施されます。

(2) 応募主体

次のいずれかに該当するもの。

- ① 地域活性化に取り組む法人（NPO等）
- ② 地方公共団体
- ③ 地方公共団体を構成員に含む法人格なき協議会

(3) 取組内容

地域の創意工夫や発意を基点とした自主的な取組に関する提案を募集し、提案の内容については限定せず、例えば次の分野を複合的に組み合わせた取組とすることが考えられます。

- ① 地域産業振興
- ② 地元の資源を活かした観光振興
- ③ 農林漁業振興
- ④ まちづくり・都市機能向上
- ⑤ 大学と地域の連携
- ⑥ 高齢者に対する福祉・介護サービス
- ⑦ 生活交通の確保

(4) 取組の目指すべき方向性

- ① 複合的な取組
地域産業振興、観光振興、農林漁業振興、生活交通の確保などの様々なテーマを有機的に組み合わせ、地域活性化を実現する複合的な取組
- ② 先導性・モデル性のある取組
地域が抱える課題を民の発意を起点とした先

進的な発想や手法を用いて解決し得る先導性を備えていることにより、他の地域の取組の参考となり得るモデル性を有していること

③ 持続性ある取組

一過性の取組に終わることなく、地方の元気再生事業を通じて地域の担い手の自発的やる気を引き出すことにより、取組が本格的な展開へとつながる持続性ある取組

④ 相乗効果・波及効果の見込まれる取組

他の取組と連携すること等により当該取組との相乗効果・波及効果が見込まれる取組

⑤ 主体的な取組

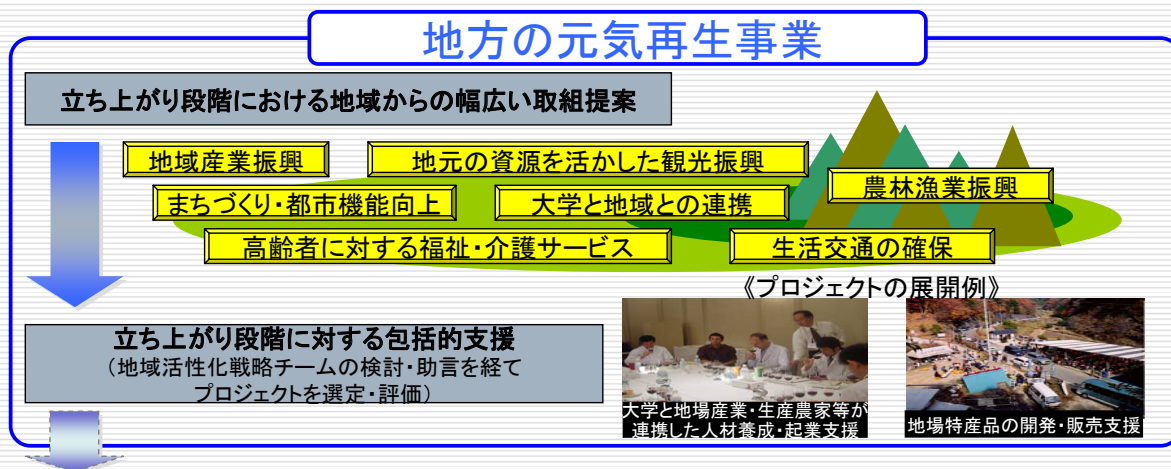
地域の関係者が各々明確な役割分担の下、自ら判断し自ら実行する実施体制を確保している等の主体的な取組

⑥ 計画性ある取組

地域活性化の全体構想が明確かつ具体的であり、かつ、当該構想の実現に向けた取組が整合的であるなど、目標達成に向けた計画性ある取組

地方の元気再生事業について 予算額 25億円

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を創設(平成20年度から3カ年度を予定)



※継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。

※上記表は、平成20年度「地方の元気再生事業」の概要です